

## 軽自動車税(種別割)の減免申請の締め切りは5月31日(火)です

☎ 市 税務課 ☎ 53-5115 ☎ 53-5118

障がいのある人が所有または使用する軽自動車は、申請により一定要件のもとで軽自動車税が減免されます。減免を受ける人は、税務課または山東支所、各市民自治センターへ申請してください。

### 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかの交付を受け、**一定の要件**※に該当する人(令和4年4月1日時点)  
 ※障がいの程度や運転者により異なります。詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。  
 税務課へお問い合わせください。



### 対象となる車両

- ・障がい者本人が所有する軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車
- ・障がい者(知的・精神)または18歳未満の障がい者の通院、通学、通勤等のために利用する軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車

### 申請に必要なもの

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれか
- ②運転者の運転免許証 ③車検証 ④軽自動車税減免申請書 ⑤個人番号(通知)カード

### ご注意ください

※減免を受けられるのは1人1台です。普通自動車で減免を受けている場合は対象外です。  
 ※公的機関や地縁団体等が所有する車両も減免になることがあります。

## 自動車燃料費・福祉タクシー運賃等を助成します

☎ 市 社会福祉課 ☎ 53-5123 ☎ 53-5119

### 対象者

- ①**自動車燃料費助成**：自動車税または軽自動車税の減免を受け、身体障害者手帳1級～4級、療育手帳A1・A2または精神障害者保健福祉手帳1級の人
- ②**福祉タクシー運賃助成**：身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2、または精神障害者保健福祉手帳1級・2級の人
- ③**リフト付きタクシー運賃助成**：全身性障がいがあり、リフト付きタクシーの利用でなければ移動が困難な人

### 助成内容

該当の区分に応じ、1カ月当たり2～8枚の助成券(①②は500円券、③は2,000円券)を交付。  
 ※助成券の交付は①～③のうちいずれか1種類  
 ※再発行はしません

### 申請方法

上記いずれかの手帳を持参して、社会福祉課または山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンターへ。  
 自動車燃料費助成を申請する場合、運転免許証と自動車税または軽自動車税の減免を受けていることが分かる書類が必要です。

## 特別障害者手当および障害児福祉手当

☎ 市 社会福祉課 ☎ 53-5123 ☎ 53-5119

日常生活で常時、特別の介護が必要かつ在宅で生活する重度の障がいのある人に支給します。本人や家族の所得状況により対象にならない場合もあります。詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

種類	月額 (令和4年4月1日現在)	対象(①・②を満たす人)
特別障害者手当	27,300円	①身体または精神に著しく重度の障がい(重度の障がい重複している等)があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の人 ②在宅で生活している人(施設入所、入院している人は対象外)
障害児福祉手当	14,850円	①身体、知的または精神に重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の人 ②在宅で生活している人(施設入所している人は対象外)

農家の皆さんへ

## 令和5年1月1日以降の新規権利設定分から手数料がかかります

問 市 農林商工課 ☎53-5141 FAX 53-5139

滋賀県農地中間管理機構(公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金)湖北窓口 ☎0749-62-8998

滋賀県農地中間管理機構では「農地を貸したい人、借りたい人」を結び付ける事業を行っています。今まで、手数料は必要ありませんでしたが、令和5年1月1日以降の新規の権利設定分から手数料が徴収されます。

※既に機構に権利設定されている農地や使用貸借(賃料無し)の農地には、手数料はかかりません。

## 手数料額

受け手農家 : 賃料額の1%(消費税別途) 上限2万円(税別)/年

出し手農家 : 賃料額の1%(消費税別途) 上限2千円(税別)/年

## 徴収方法

受け手農家 : 賃料の振替時に手数料を上乗せ

出し手農家 : 振込時に手数料を差し引き

上限は原則令和8年度末までの激変緩和措置です。

## 申込方法

貸したい人→「貸付希望申出書」および添付書類

借りたい人→「借受希望申出書」および添付書類

上記を、農林商工課、JAレーク伊吹または農地中間管理機構湖北窓口(湖北合同庁舎)へ提出

## 今年度の申込期間

前期 受付 : 3月1日(火)~6月30日(木) 正式な貸借:10月末頃

後期 受付 : 8月1日(月)~10月31日(月) 正式な貸借:翌3月上旬

## 法人市民税均等割の課税免除申し込みは5月2日(月)までです

問 市 税務課 ☎53-5115 FAX 53-5118

下記の対象法人は、課税免除の手続きを行うと、法人市民税均等割の課税が免除されます。

## 対象の法人 ※収益事業を行っていないこと

- ・公益社団法人、公益財団法人
- ・管理組合法人、団地管理組合法人
- ・認可地縁団体
- ・地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社
- ・非営利型の一般社団法人、一般財団法人
- ・マンション建替組合、マンション敷地売却組合
- ・特定非営利活動法人

## 申込方法

5月2日(月)までに法人の市民税課税免除届出書と、収益事業をしていないことがわかる書類(規約、事業報告(計画)書、収支決算(予算)書等)の写しを提出してください。(翌年度以降の申し込みは不要)

※既に課税免除の決定を受けている法人は、申告不要です。

※課税免除の決定を受けている法人で、収益事業を開始した場合は、「法人等の異動届出書」および「法人市民税申告書」の提出が必要となりますので、税務課までご連絡ください。

## 令和4・5年度の後期高齢者医療保険料率を改定します

問 市 市民保険課 ☎53-5114 FAX 53-5118

滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013

区分	保険料率(年額)	
	現行(令和2・3年度)	改定後(令和4・5年度)
被保険者均等割額	45,512円	46,160円
所得割率*	8.70%	8.70%
年間保険料上限額	64万円	66万円

一人ひとりの保険料額は7月に郵送でお知らせします。

均等割額は世帯の所得状況により軽減される場合があります。詳しくは、市公式ウェブサイトまたは広域連合のウェブサイトをご覧ください。

\*所得割額=(総所得金額等-基礎控除(43万円))×上記の割合

## 令和4年度の国民年金保険料は月額16,590円です

☎ 日本年金機構 彦根年金事務所 ☎0749-23-1114

毎月の保険料を口座振替の当月末引き落とし(早割制度)で納付したり、4月分から半年分、1年分、2年分の保険料を納付書でまとめて納付(前納)したりすると、保険料が引き引きされお得です。

※2年前納や口座振替には手続きが必要です。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。

### 学生納付特例制度をご存知ですか？

「学生納付特例制度」は、申請により、学生期間中の国民年金保険料の納付が猶予される制度です。将来の年金受給権を確保するだけでなく、万が一の事故などで障がいを負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保できます。

#### 対象者

大学や高校等に在学する学生等で、学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が基準以下の人または失業等の人

▼所得の目安

[128万円+(扶養親族の数×38万円)+社会保険料控除等]以下

#### 申請できる期間

**過去期間** 申請書が受理された日から2年1カ月前まで  
(保険料を納付済みの月を除く)

**将来期間** 年度末まで

#### 必要書類

申請書、年金手帳(氏名記載ページ)の写し、学生証の写しまたは在学証明書(原本)

※失業の場合は離職票等の添付が必要な場合があります。

#### 申請窓口

市民保険課、山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンター窓口、彦根年金事務所(郵送申請可)

## 4月からヒトパピローマウイルス(HPV)ワクチンの接種(無料)が可能です

☎ 市 健康づくり課 ☎53-5125 ☎53-5128

HPVは多くの人が感染しその一部が子宮頸がん等を発症します。自然に排出される場合がありますが、ワクチンで感染を予防することができます。

\*接種する機会を逃した人も、3年間に限り定期接種として接種することが可能です。

#### 対象者

- ①小学校6年生から高校1年生相当の女子
- ②平成9年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた女子
- ※②の人は令和7年3月31日までの接種が対象です。
- ※対象の人へは4月上旬に個別通知を予定しています。



米原市、長浜市で接種可能な医療機関▶  
(子どもの予防接種のご案内を参照ください)  
\*それ以外で接種を希望する人は  
健康づくり課(☎53-5125)まで



予防接種後に症状が生じた人向けの  
相談窓口(県ウェブサイト)▶



※接種を希望する際は、同封しているリーフレットの内容をよく読み、その有効性と接種による副反応が起こるリスクを十分に理解した上での接種をお願いします。

## 4月から(特別)児童扶養手当額が引き下げられます

☎ 市 子育て支援課 ☎53-5132 ☎53-5128

(特別)児童扶養手当の月額、年平均の全国消費者物価指数の変動に応じて変更されます。令和3年の物価指数が、対前年比で0.2%下降したことから、令和4年4月から手当(月額)が引き下げられます。

#### 児童扶養手当

		手当額(月額)	
児童数	区分	変更前	変更後
第1子	全部支給	43,160円	43,070円
	一部支給	43,150円~10,180円	43,060円~10,160円
第2子	全部支給	10,190円加算	10,170円加算
	一部支給	10,180円~5,100円加算	10,160円~5,090円加算
第3子以降	全部支給	6,110円加算	6,100円加算
	一部支給	6,100円~3,060円加算	6,090円~3,050円加算

#### 特別児童扶養手当

区分	変更前	変更後
1級	52,500円	52,400円
2級	34,970円	34,900円

※一部支給額は所得額に応じて決定されます。

## 令和4年度 税・料金等の納期限をご確認ください

☎ 市 収納対策課 ☎53-5116 ☎ 53-5118

	令和4年										令和5年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<b>納期限</b>	5/2	5/31	6/30	8/1	8/31	9/30	10/31	11/30	1/4	1/31	2/28	3/31	
税	市県民税(普通徴収)			第1期		第2期		第3期			第4期		
	固定資産税		第1期		第2期		第3期			第4期			
	軽自動車税		全期										
	国民健康保険税			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
料	後期高齢者医療保険料				第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
	保育料	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
	介護保険料			第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
水道 下水道	水道料金(上水・簡水)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	下水道使用料(公共・農村)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	下水道事業受益者負担金				第1期		第2期		第3期			第4期	

※給与天引きや、年金天引きの税・料金は含まれません

## 環境審議会委員を募集します

環境施策を進める上で基本となる計画や条例等について、調査・審議を行う審議会の委員を募集します。

**募集人数** 2人

**任期** 令和4年6月1日から2年間

**応募資格** 市内在住、在勤、在学の満18歳以上  
(令和4年6月1日現在)等

### 応募方法

4月1日(金)～20日(水)に、申込書をファクス、メール、郵送(必着)、または持参で下記へ。

申込書は自治協働課、山東支所、各市民自治センターに設置するほか、市公式ウェブサイトに掲載します。

### お問い合わせ・申し込み先

〒521-8501 米原1016 市 自治協働課 ☎53-5112 ☎ 53-5138  
✉ kankyohozen@city.maibara.lg.jp

## 地域創造会議委員を募集します

地域課題の解決や地域の特色を生かした市民のまちづくり活動に係る補助事業計画を審査するほか、活動の在り方や支援等を検討していただく委員を募集します。

**募集人数** 2人程度

**任期** 委嘱の日から令和6年3月31日

**応募資格** 市内在住、在勤、在学の人等

### 応募方法

4月4日(月)～22日(金)に、申込書をファクス、メール、郵送(必着)、または持参で下記へ。

申込書は自治協働課、山東支所、各市民自治センターに設置するほか、市公式ウェブサイトに掲載します。

### お問い合わせ・申し込み先

〒521-8501 米原1016 市 自治協働課 ☎53-5111 ☎ 53-5138  
✉ jichi@city.maibara.lg.jp

## 地域福祉計画推進会議委員を募集します

市民一人ひとりが住み慣れた地域や家庭で自立し心豊かな生活が送れるよう、米原市地域福祉計画の現行計画評価および次期計画策定に参画していただける委員を募集します。

**募集人数** 2人

**任期** 委嘱の日から令和6年3月31日

**応募資格** 市内在住、在勤の満18歳以上  
(令和4年4月1日現在)等

### 応募方法

4月28日(木)までに、申込書をファクス、メール、郵送(必着)、または持参で下記へ。

申込書は福祉政策課、山東支所、各市民自治センターに設置するほか、市公式ウェブサイトに掲載します。

### お問い合わせ・申し込み先

〒521-8501 米原1016 市 福祉政策課 ☎53-5121 ☎ 53-5128  
✉ fukushi@city.maibara.lg.jp

## 犬の登録と狂犬病予防は「飼い主の義務」です

☎ 市 自治協働課 ☎ 53-5112 ☎ FAX 53-5138

生後3カ月以上の犬には、登録(初回のみ)と年に1回狂犬病の予防注射を受けることが法律で定められています。集合注射を下記の日程で行います。また、各動物病院でも注射を受けることができますので、必ず受けてください。

### 予防注射および登録手数料

#### ▼既に登録している場合

予防注射手数料	1匹	2,950円
予防注射済票交付手数料	1件	550円
		合計 3,500円

#### ▼新たに登録する場合

犬の登録手数料	1匹	3,000円
予防注射手数料	1匹	2,950円
予防注射済票交付手数料	1件	550円
		合計 6,500円

### 持ち物

- ・登録カード(愛犬カード) ※登録済みの犬の場合
- ・集合注射の案内はがき ※問診欄に必要事項をご記入ください

### 注意事項等

- ・犬の体は清潔にし、犬を制御できる人が連れてきてください。
- ・咬傷犬、妊娠、病気、その他異常のある犬は、事前に申し出てください。
- ・手数料は、お釣りのないようお願いします。
- ・来場の際は必ずマスクを着用し、体調不良の人は来場をご遠慮ください。
- ・新型コロナウイルス感染拡大により、中止になる場合があります。

### 日時と会場

実施日と担当	時間	会場	実施日と担当	時間	会場	
4月11日(月) 吉永動物病院	14時15分～ 14時30分	曲谷ライスセンター前	4月20日(水) みなみ動物病院	9時50分～ 10時05分	上丹生公会堂	
	14時50分～ 15時00分	大久保公民館		10時15分～ 10時30分	枝折公民館	
	15時10分～ 15時20分	伊吹生活改善センター		10時40分～ 10時50分	三吉会館	
	15時30分～ 15時40分	上野会館		11時00分～ 11時10分	西番場公民館	
4月12日(火) なごみ動物病院	13時30分～ 13時35分	世継会館		13時10分～ 13時25分	磯公民館	
	13時40分～ 13時45分	旧坂田診療所		13時35分～ 13時45分	筑摩蓮沼会館	
	14時00分～ 14時10分	多和田林業会館		13時55分～ 14時10分	旧米原庁舎駐車場	
	14時20分～ 14時30分	岩脇会館		14時20分～ 14時30分	ゆたに公民館	
	14時40分～ 14時45分	さくらが丘公民館		13時30分～ 13時40分	枝折公民館	
4月13日(水) 笠原動物病院	14時55分～ 15時05分	近江市民自治センター駐車場		5月13日(金) みなみ動物病院	13時50分～ 13時55分	三吉会館
	9時40分～ 9時55分	旧山東生涯学習センター			14時10分～ 14時20分	磯公民館
	10時05分～ 10時20分	旧ボランティアセンター三島荘			14時30分～ 14時35分	筑摩蓮沼会館
	10時30分～ 10時45分	おおはらクリニック駐車場	14時45分～ 14時55分		旧米原庁舎駐車場	
	10時55分～ 11時10分	野一色会館	5月16日(月) 吉永動物病院	13時30分～ 13時50分	伊吹市民自治センター駐車場	
	11時20分～ 11時35分	龍が鼻会館		13時30分～ 13時50分	山東B&G海洋センター	
	13時30分～ 13時45分	河内会館		14時05分～ 14時25分	山東支所駐車場	
	4月18日(月) 吉永動物病院	13時55分～ 14時10分	長久寺集会所	5月17日(火) 笠原動物病院	14時40分～ 14時50分	旧山東生涯学習センター
		14時20分～ 14時45分	山東B&G海洋センター		15時05分～ 15時20分	おおはらクリニック駐車場
		15時00分～ 15時15分	大野木会館	5月18日(水) 長浜どうぶつ病院	14時00分～ 14時10分	旧坂田診療所
15時25分～ 15時45分		山東支所駐車場	14時20分～ 14時30分		近江市民自治センター駐車場	
13時30分～ 13時40分		藤川集会所	<div style="border: 1px dashed green; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>狂犬病は過去の病気ではありません</b></p> <p>世界で毎年約5万人が狂犬病で死亡しています。</p> <p style="color: green;"><b>室内犬でも登録と狂犬病予防注射を してください。</b></p>  </div>			
13時50分～ 14時00分		寺林集会所				
14時10分～ 14時20分	大清水会館					
14時30分～ 14時40分	杉澤集会所					
14時50分～ 15時00分	高番集会所					
15時10分～ 15時20分	伊吹市民自治センター駐車場					